

北朝鮮による韓国砲撃に抗議し、断固たる措置等を求める意見書

去る11月23日、北朝鮮は、韓国の延坪島を砲撃し、家屋多数が炎上、民間人や軍人の死傷者が多数出るといふ重大な事件が発生した。

朝鮮半島は、1953年の休戦以降も南北間に政治・軍事的に不安定な状態が続き、衝突が繰り返されてきたが、今回の発砲は、民間人が多く住む島への軍事攻撃であり、民間人にまで被害が及ぶ初めての事態となった。

かかる北朝鮮による武力行使は、明らかな休戦協定違反、常軌を逸した暴挙であり、到底許されるものではない。

今回のことは、北東アジアの平和と安定にとり重大な影響を与えるばかりでなく、わが国の周辺事態にも発展しかねない事件である。

こうした状況にもかかわらず、「韓国・延坪島に対する北朝鮮による砲撃事件」に関する閣僚会議は砲撃から数時間経過した後に開催されるなど、政府の危機管理意識は低いと言わざるを得ない。

よって、国においては、わが国の平和・安全・領土を守るために万全の危機管理体制の構築を強く求めるとともに、北朝鮮に対して、国際社会と連携し断固たる措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	仙谷由人様
外務大臣	前原誠司様
防衛大臣	北澤俊美様
国家公安委員長	岡崎トミ子様